

2025年度 農林体験学習 参加規約

※参加申し込みの際に、必ずお読みいただき、同意の上、お申込ください。

ハヶ岳中央農業実践大学校（以下、「本校」という。）が農林体験学習参加団体（以下、「参加団体」という。）との間で締結する農林体験学習に関する参加契約（以下、「体験学習契約」という。）はこの規約に定めるところによります。この規約に定めのない事項については、関係法令、一般に確立された慣習によるものとします。

農林体験学習の目的

第1条【農林体験学習の目的】

本校が開催する農林体験学習は、自分の身体を通して実地に経験する活動のことであり、子どもたちの五感に働きかけ、関わっていく活動です。

この中には、対象となる実物に実際に関わっていく「直接体験」のほか、インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる「間接体験」、シミュレーションやゲーム等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」等があります。しかし、「間接体験」や「擬似体験」の機会が圧倒的に多くなった現在社会では、子どもたちの成長にとって負の影響を及ぼしていることが懸念されています。今後の教育において重要視しなければならないのは、ヒト・モノに実際に触れ、五感を働かせ、関わりを持つ「直接体験」です。

体験学習を通じて、豊かな人間性や、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されます。つまり、思考や実践の出発点あるいは基盤として、思考や知識を働かせ実践し、より良い生活を創り出していくために体験することが必要であるとされています。農林業の体験を通じて、日々の生活の在り方や命の尊さを考え、生きる力の礎になることを目的とします。

お申込みの条件

第2条【お申込みの条件】

1. 第1条の目的を十分に理解し参加規約に同意された団体とします。
2. 農林体験学習参加に当たっては、団体（原則的に小学校・中学校・高等学校等の教育機関及び法人等）単位でのお申込みとなります。
3. 農林体験学習に申込む団体は、本校へ直接お申し込みください。
4. 参加団体が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、参加をお断りさせていただきます。
5. 慢性疾患や各種アレルギーをお持ちの方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする場合には、その旨を申込時にお申し出下さい。本校は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、参加団体からのお申し出に基づき、本校が講じた特別な措置に要する費用は

参加団体の負担とさせていただきます。なお、基本的に食物アレルギーのある児童・生徒の食品加工体験、動物アレルギーのある児童・生徒の畜産（酪農・養鶏）体験はできかねますのでご了承下さい。

6. 参加団体が他の者に迷惑を及ぼし、又は、団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると本校が判断する場合、参加をお断りする場合があります。
7. お申込み日のご希望に添えない場合があります。第二希望日・第三希望日の設定をお願いします。

契約の申込と契約の成立

第3条【契約の申込と契約の成立】

1. 翌年度の農林体験学習の申し込みは、毎年、指定した日時より、FAXにより先着順にて受け付けいたします。
2. お申し込みは、所定の「農林体験学習申込書」に必要事項を記入し、団体代表者名にて捺印の上、お申込みいただきます。
3. 正式に受入れが決まり次第、参加団体の代表者に対し契約の締結を承諾する証しとして「受入決定通知書」を交付します。
4. 参加団体は、農林体験学習実施日の45日前までに、「ワークショップ希望表」及び「アレルギー申告書」をご提出いただきます。また、既往症・慢性疾患等お持ちの方は事前にご相談ください。場合により、ご希望のワークショップの参加をお受けすることができない場合もあります。
5. **申込時の代表者及び担当者が異動等でかわる場合は、前任者は確実に引き継ぎ等を行ってください。併せて、変更後の代表者・担当者の氏名をご連絡願います。**

農林体験学習の変更

第4条【農林体験学習契約の変更】

体験学習契約については、以下のような変更が生じることをご理解ください。

1. 農林体験学習の内容が掲載されているホームページ及び各種情報誌に記載された収穫物等の写真はイメージであり、実際とは異なる場合があること。
2. ホームページ及び各種情報誌に掲載されているワークショップには季節や日時によってプログラムを変更する場合があること。
3. ホームページ及び各種情報誌に記載されたプログラムは催行を保証するものではないこと。
4. ホームページ及び各種情報誌に記載された時間は目安で状況により変更する場合があること。
5. 雨天決行ですが、場合により、一部プログラムを中止及び変更する場合があること。
6. 農産・畜産部門のワークショップは、異常気象などの天候不順により大きく影響を受けること。また、酪農（牛）、養鶏（鶏）のワークショップで扱う動物は生産を目的とした経済動物であり、家畜伝染病予防法の規制を受ける動物であるため、急遽ワークショップが実施出来ないこともあること。また、本校畜産部の「アニマルウェルフェア」の取組にご理解ご協力いただきたいこと。

7. 社会情勢・天災地変・大学校諸事情などにより、ワークショップ及びプログラム内容が変更される場合や実施できないことがあること。

契約の解除

第5条【契約の解除】

本校は、次に掲げる場合において、農林体験学習の開始前、開始後を問わず農林体験学習契約を締結した参加団体に理由を説明し、農林体験学習契約を解除することがあります。

なお、この場合であっても、本校は契約解除に起因する損害について法的責任を負わないものとします。

1. 参加団体が本校の予め明示した受入決定通知後の手続きなどを満たしていないとき。
2. 参加団体が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力であると判明したとき。
3. 参加団体が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
4. 本校が参加団体の申込内容につき確認を行う場合で、参加団体との連絡が取れず農林体験学習の運営に支障が生じたとき。
5. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の本校の関与し得ない事由が生じた場合において、農林体験学習開催が困難または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

取消・変更

第6条【取消、変更】

1. 農林体験学習契約が成立した後、参加団体の希望により団体での参加取消（キャンセル）をする場合、45日前までの営業時間内にご連絡ください。
2. キャンセル料金
 - ・上記期間を過ぎてのキャンセルは、以下のキャンセル料を請求させていただきます。
 - ・農林体験学習開催日から起算し、
 - 45日前まで：無料
 - 44～31日前のキャンセル：予約金額の10%
 - 30～2日前のキャンセル：予約金額の20%
 - 前日のキャンセル：予約金額の30%
 - 当日のキャンセル：予約金額の100%
3. 免責事項
 - ・開催日の天災・災害による当日キャンセルの場合においては、双方協議の上、決定する。
4. 参加人数の変更
 - ・農林体験学習開催日から起算し、7日前まで参加人数の変更が可能です。
 - この時点での参加人数をもって、体験学習参加料金の請求書を発行いたします。

申込受付

第7条【申込受付】

農林体験学習の申込みの参加団体は、本校へ直接お申し込みをしていただきます。

参加料金の支払い

第8条【参加料金の支払い】

農林体験学習参加料金及び参加人数（体験学習実施日の前日から起算し、7日前の時点）により、実施日当日に請求書をお渡しします。請求日より2週間以内に指定の金融機関へお振り込みください。ただし、その際に発生する手数料は参加団体の負担とします。

個人情報の取扱い

第9条【個人情報の取り扱い】

本校は参加団体及び契約者の皆様から取得した個人情報は農林体験学習の手配およびそれらサービスの提供のために利用させていただくほか、必要な範囲内において手配先機関などに提供することがあります。また、第三者からの契約（予約）状況の確認等にはお答えできません。本校の個人情報の取り扱いに関する方針については本校ホームページでご確認ください。

参加に当たっての諸注意

第10条【参加に当たっての諸注意】

1. 実地踏査（実踏）を希望される場合は、所定の申込用紙にてお申込ください。ただし、休校日や体験学習実施日などにより、希望日・希望時間に添えない場合があります。
2. 農林体験学習の記録写真や動画、作品及び感想文などは本校及び後援団体の業務（ホームページやパンフレット等への掲載を含む）に使用させていただく場合があります。
3. 事前学習を行い「何を学ぶか」など目的意識を持ってご参加いただくようお願いいたします。また、終了後に「振り返り」学習を行うことで一連の有意義な体験学習となります。
4. **集合時間（開校時間）は厳守でお願いします。**万一、集合が遅れた場合は体験学習のプログラムの一部を割愛させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
5. 開校式及び閉校式の司会進行などは、参加者（児童・生徒等）が中心となって行うように、ご指導をお願いします。
6. **農林体験学習参加時の服装は、森林部門では、長袖シャツ・長ズボンとします。また、タオル、作業手袋、帽子も持参してください。**森林等の野外活動時は危険予防のためヘルメット（貸与）の着用をお願いしています。
7. 山の天気の急変を考慮し、**全員が必ず雨具（上下別のレインウェアまたは合羽）をご持参ください。**

お願い

1. 一般的事項

- ワークショップの選択は、生徒の希望を優先させて下さい。
- 体験学習は、「事前学習」から「体験」そして「振り返り」を一連とし教育効果が期待されます。「事前学習」において、生徒一人一人が、自身が選択したワークショップで、「なにを学びたい（知りたい）のか」明確な目標をお持ちいただくことが大事になります。
- 集合時間に遅れないようお願いします。万一、集合が遅れた場合は、体験学習のプログラムが最後まで出来ない、または、割愛する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 開校式及び閉校式の司会進行、挨拶などは、児童・生徒が中心となって行うよう、ご指導をお願いします。
- 野外活動での危険回避のため、**森林部門では、服装は必ず長袖シャツ・長ズボンの着用をお願いします。**その他のWSは必須ではありませんが、推奨します。
- 体験学習は、基本的に雨天決行です。**必ず雨具（上下別のレインウェア）を持参ください。**また、荒天時はWS内容を一部変更する場合があります。
- 食品アレルギーのある児童・生徒は食品加工体験への参加を、動物アレルギーのある児童・生徒は畜産体験への参加をご遠慮下さい。
- 特別支援の児童・生徒が含まれる場合は、必ず事前にお伝え下さい。

2. 農産・畜産部門（やさいWS・酪農WS・養鶏WS）

- 鎌・鍬、はさみなどの刃物を使用します。必ず指導員の指示に従うようにお願いします。
- 状況により長靴を貸し出します。使用後はきれいに洗って返却して下さい。
- 動物の衛生管理のため、貸出長靴を履き、消毒後に畜舎に入ります。引率の方も同様をお願いします。
- アニマルウェルフェアの取組をご理解いただき、動物へのストレス（大声や、ストロボ撮影など、動物を興奮させる行動）は絶対にとらないでください。

3. 加工部門（チーズバターWS・ジャムWS）

- 食品を扱いますので清潔な格好でお願いします。**爪を切り、三角巾、エプロン、マスクを持参ください。**
- 包丁などの刃物、火気を扱います。必ず指導員の指示に従って下さい。
- 衛生管理上、加工した物の持ち帰りは出来ません。その場での試食のみとさせていただきます。

4. 林業部門（炭焼きWS・木工WS・林業WS・森づくりWS）

- 森づくりWS、林業WSなど森林での野外活動時は、危険予防のため、児童・生徒、引率の方など全員に、当校のヘルメットを着用していただきます。
- 野外活動での危険回避のため、**服装は必ず長袖シャツ・長ズボンの着用をお願いします。**
- 森林では単独行動は危険です。団体行動をお願いします。
- 鋸・鎌などの刃物を使用します。必ず指導員の指示に従って下さい。